### 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会設置要綱(案)

#### (目 的)

第1条 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動(以下、「食べきり運動」という。)」の趣旨に賛同する普通地方公共団体(以下、「自治体」という。)により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会(以下、「協議会」という。)」を設置する。

#### (事 業)

- 第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。
  - (1)「食べきり運動」の普及・啓発
  - (2)「食べきり運動」に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
  - (3) 前項のほか、食品ロス削減に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
  - (4) 国、民間団体、事業者等との連携および協働
  - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

#### (構 成)

第3条 協議会の会員は、第1条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治 体とする。

#### (参加)

第4条 会員として協議会に参加しようとする自治体は、参加届(様式第1号)を事務局に提出するものとする。

#### (脱 退)

第5条 脱退しようとする会員は、脱退届(様式第2号)を事務局に提出し、任意に 脱退することができる。

#### (役 員)

- 第6条 協議会に会長1名を置く。
- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 会長は、協議会を代表する。
- 4 会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (総 会)

- 第7条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、原則として毎年1回開催する。

- 5 総会は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 6 総会は、会員過半数の出席により成立し、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
- 7 第4項の規定により、書面で総会を実施する場合は、書面による議決権を行使した会員は、出席者とみなすものとする。
- 8 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会の審議事項)

- 第8条 総会は、次の事項を審議し、議決する。
  - (1)協議会での実施事項
  - (2) 役員の選任
  - (3) 要綱の変更
  - (4) その他、協議会の運営に関する重要事項

#### (幹事会)

第9条 協議会に幹事会を設置することができる。

#### (事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、福井県安全環境部循環社会推進課に置く。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

# 参加届

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に、会 員として参加します。

平成 年 月 日

自治体名

代表者名

## 連絡先

担当課名	
担当者名	
電話	
メール	

# 脱退届

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会から、 脱退いたします。

脱退理由:

平成 年 月 日

自治体名

代表者名

### 連絡先

担当課名	
担当者名	
電話	
メール	